



【お知らせ】 皆さん、こんにちは。涼しく過ごしやすい日が続いていますが、いかがお過ごしでしょうか。今月も給付や労務管理についてご案内いたします。

【1】 ご存じですか？雇用保険の「介護休業給付」

雇用保険の加入者が家族を介護するために休業した場合、休業前に支払われていた「お給料の約4割×最長3ヶ月分」が受給できる介護休業給付という制度があります。一定の範囲の家族が「2週間以上にわたり常時介護を必要とする状態」であることが支給条件の1つですが、対象家族が介護保険の被保険者や利用者等に限定されておらず、配偶者や子どもを介護する場合も申請が可能です。雇用保険の加入期間等のその他の支給条件もありますが、家族の介護のためにお休みしていた（又はお休みする予定）の職員の方がいらっしゃる場合は、受給可能か確認してみたいはいかがでしょうか。

【2】 パートタイム労働者の雇用管理の「好事例」についてのお知らせ

厚生労働省のHPに、パートタイム労働者の雇用管理の好事例集が追加されました。パートタイマーの方が職場で能力を発揮したり、長く勤め続けられるように、様々な制度作り、積極的に取り組んでいる企業の実例をたくさん紹介しています。異業種でも参考になる点多々あるかと思えます。宜しかったら閲覧ください

（「パート労働ポータルサイト URL：<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>）

【3】 メンタルヘルスの社内研修してみませんか

職場のメンタルヘルス対策として社内研修が効果的です。当事務所では「心の不調のサインは？」「早期発見、早期対応するためには」「ストレスへの対策は？」「管理者は部下のどんな変化に気が付いたらよいか？」「精神障害が労災と判断されるのはどんなとき」「グループワークで傾聴トレーニングをしてみよう」などのテーマで社内研修を実施しています。興味がありましたら、ぜひ、ご連絡ください。



ことばの花束

「 ストレス一日決算主義 」

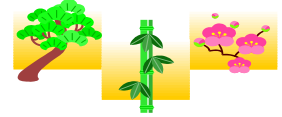
（産業カウンセラー養成講座 講義にて）

現在、産業カウンセラー養成講座に通っています。講師の心療内科の先生が、心の健康を保つためには、ストレスはできるだけその日に解消したほうがよく、それを「ストレス一日決算主義」と名付けてお勧めしているとのことでした。ストレス解消に役立つ趣味やスポーツを、いつか時間ができたらやろう、ではなく、時間を作ってできるだけその日に実践する、ということがストレス解消やセルフケア（自分で行う心のケア）に有効なのだそうです。



働く人の法律問答

…平成27年12月1日施行の
ストレスチェック制度について…



タケ社長からマツ社労士に質問がありました

タケ社長 :今年の12月1日から、会社は従業員に対してストレスチェックを実施すると法改正されると聞いたのですが、どのような制度ですか？

マツ社労士 :心の不調は、ストレスに大きく影響されるため「①現在の仕事の状況」「②心身の状況」「③自分に対する周囲のサポートの状況」を質問票に回答してもらい、その分析結果を会社が従業員に交付します。高ストレス状態と判断された人は会社の費用負担で医師の面接指導が受けられるようにします。客観的データによって自分自身で心身の状態に気付いたり、面接指導等の外部のサポートを得ることで、心の不調を予防したり早期発見しようというものです。

タケ社長 :手始めに何をしたらよいのですか。

マツ社労士 :まず、ストレスチェックについて会社の方針を表明します。その後、衛生委員会で①いつ実施するのか、②どのような手順で実施するのか、③ストレスチェックの結果は誰が、どこに保存するのか等を話し合っ決めていきます。

タケ社長 :ストレスチェックをいきなり実施するのではなくて、衛生委員会で事前に話し合ってから実施するのですね。衛生委員会は社内の組織ですから、職員の希望も反映されますし、「心の健康」について会社・従業員ともに取り組んでいこう、ということになりますね。

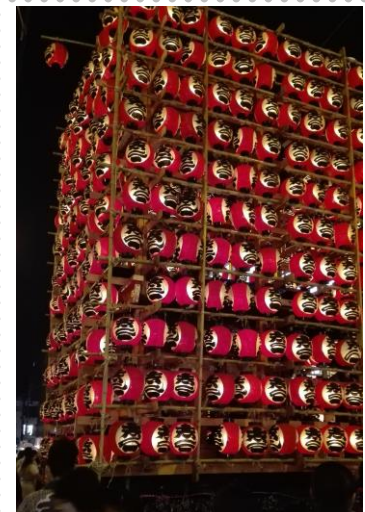
マツ社労士 :そうですね。衛生委員会でよく話し合うことで、メンタルヘルスへの意識が高まり、理解も深まると思います。

タケ社長 :ところで、衛生委員会では「実施者」やその補助をする「実施事務従事者」を決めるとのことですが、どのような人になるのでしょうか。

マツ社労士 :実施者は産業医、保健師等、一定の研修を受けた看護師等になります。実施事務従事者は人事権を持たない職員が担当することとされており、質問票の配布・回収・結果の通知などの実務をサポートします。なお、ストレスチェック制度を実施していく上で、「プライバシーへの十分な配慮」「労働者を不利益な労働条件に変更しない」ことが求められています。

【編集後記】

ちょっと前の話になりますが、久喜市で、7月12日と18日に提灯祭りが行われました（毎年この2日に開催されます）。この時期になると、お囃子の太鼓や笛を練習する音が聞こえてきて、提灯祭りの季節が近づいてきたなあと感じます。7つの山車が引かれ、山車同士がぶつかったり、それぞれ回転したりと、迫力があります。今年は、開催日が土日だったためか、たくさんの方が見物に来ていました。来年になりますが、興味がありましたら、ぜひお越し下さい。



(表面もあります)